

花巻市市民参画・協働推進委員会（第6回）会議録

日 時 令和5年7月31日（月）午前10時00分～午前11時25分

場 所 花巻市役所本館 3階 302・303会議室

出席者 委員出席者 11名 佐藤 良介（委員長・花巻商工会議所）、佐藤 道輝（花巻農業協同組合）、長山 ゆかり（花巻市校長会）、佐藤 洋子（花巻市地域婦人団体協議会）、佐藤 貴哉（花巻青年会議所）、伊藤 絹子（内川目地区コミュニティ会議）、菅原 房子（大瀬川活性化会議）、多田 優子（東和東部地区コミュニティ会議）、高橋 久美子（公募委員）、新田 真理子（公募委員）、新田 彩乃（公募委員）

委員欠席者 4名 関上 哲（副委員長・富士大学教授）、細川 祥（花巻市社会福祉協議会）、盛山 タサ（花巻市老人クラブ連合会）、太田 陽之（花巻市民活動ネットワーク協議会）

市側出席者 6名 藤原 康司（農林部長）、佐藤 要（農村林務課長補佐）、藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）

【事務局】藤井 保宏（地域振興部長）、鈴木 淳子（地域づくり課長）、大竹 誠治（地域づくり課長補佐）、藤村 真由美（地域づくり課市民協働係長）、富松 大地（地域づくり課市民協働係主査）

傍聴者 0名

次 第 1 開会

2 あいさつ

3 審議

（1）花巻市市民参画条例（素案）パブリックコメント実施結果等を踏まえた素案の修正について（地域振興部地域づくり課）

（2）市民参画に係る事後評価について

花巻市森林整備計画（農林部農村林務課）

4 その他

5 閉会

1 開会 (開会 午前10時00分)

鈴木課長 本日はお忙しいところ、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

（事務局） 開会に先立ちまして、委員会成立のご報告をいたします。本日は、花巻市市民参画・協働推進委員会委員 15 名の方のうち、11 名のご出席をいただいております。花巻市市民参画・協働推進委員会規則第5条の規定により、半数以上の委員が出席しておりますので、委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、本委員会は花巻市審議会等の会議の公開に関する指針により公開する会議となります。会議の傍聴を希望する方がある場合はこれを認めること、また、会議資料及び議事録を市ホームページで公開いたしますことを申し添えます。

なお本日は、会議録自動作成システムを使用しております。ご発言の際は、マイクのご使用をお願いいたします。マイクの使い方についてご説明いたします。マイク台にあるスイッチを押していただくと、録音が始まる合図として青いランプが点灯いたします。それを確認して、お名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。また終了したら、スイッチを押していただき、録音終了の合図である赤いランプが点灯したのをご確認願います。

それでは、ただいまより、第6回花巻市市民参画・協働推進委員会を開会いたします。初めに佐藤委員長よりご挨拶をお願いいたします。

2 あいさつ

佐藤良介委員長

皆さんおはようございます。非常に毎日暑い日が続いております。この猛暑の中、しかも月末の何かとご多用のところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今、花巻市内各地でも夏祭り、イベント等が開かれておりますが、非常に4年ぶりの通常開催が多いようでございますので、各地域とも大いに賑わっているのではないかと思います。これから秋祭りに向けて、またお祭り等も開かれるわけでございますが、これを通じてですね、地域の活性化に繋がればなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから花巻東高校が県代表として、夏の甲子園に出場することが決まりました。4年振りということでございますので、ぜひ岩手県の代表として、活躍を大いに期待したいと思っているところでございます。

さて今日の審議事項でございますが1件目といたしまして、花巻市市民参画条例（素案）パブリックコメント実施結果等を踏まえた素案の修正についてと、2件目といたしまして、事後評価として、花巻市森林整備計画1件ということで、併せて2件ご審議いただきますので、よろしくお願ひいたします。それでここでお断りいたしますが、皆様にご案内いたしました文書では、1番目として花巻市市民参画条例（素案）の修正について、それから2番目として、事後評価についてということになっておりますが、最初に市民参画に係る事後評価についてご審議いただきまして、その後、市民参画条例、パブリックコメントについてご審議いただきたいと思いますので、よろしくご了承のほどお願ひいたしたいと思います。

それでは限られた時間でございますが、実り多い会となりますようお願ひいたします、ご挨拶といたします。どうもありがとうございます。

鈴木課長 (事務局)

ありがとうございます。委員会規則第4条第2項により、議長は委員長となります。よろしくお願ひいたします。

佐藤良介委員長

それでは審議に入りますが、先ほど申し上げましたように審議の最初に市民参画に係る事後評価について1件ということで、花巻市森林整備計画についてご審議をいただきたいと思います。

本日は担当課より藤原康司農林部長、それから佐藤要農村林務課長補佐に出席していただいておりますので、早速説明をお願いいたしたいと思います。

佐藤課長補佐 (農村林務課)

農村林務課の佐藤です。「花巻市森林整備計画」の市民参画について説明いたします。初めに参画の対象の概要を説明します。「花巻市森林整備計画」の目的は、長期的視点に立った森林づくりの基準を定めることで、その内容は森林の取扱いに関する基本的な事項の設定などとなっており、今回の変更は、新たな森林区分の設定や文言の整理です。市町村は、森林法により5年ごとに10年を1期とする市町村森林整備計画を立てなければならないと規定されており、今回変更した計画の計画期間は令和5年度から令和14年度で計画の策定日は令和5年3月31日です。

次に、市民参画について説明します。市民参画はパブリックコメントと、関係団体等からの意見聴取の二つの方法で実施しました。

一つ目のパブリックコメントですが、広報はなまき令和5年2月1日号にお知らせを掲載するとともに、令和5年1月25日に市ホームページ、SNSにより周知をしました。素案については、農林部農村林務課、総合政策部総務課、各総合支所地域

振興課、まなび学園、各振興センター、各保健センター、各市立図書館に備え付けました。実施期間は令和5年1月25日から令和5年2月24日で、対象は全市民です。実施結果は、意見提出者数が2人、意見件数は延べ34件、素案閲覧者数は備え付け素案が23件、ホームページは154件でした。実施結果の公表は、令和5年4月6日に市ホームページに掲載することで行いました。自己評価ですが、市民参画により効果があったことは、参考になる意見があつたことから、三つの意見を計画に反映させたことです。反省点はパブリックコメントの実施後、速やかにパブリックコメントの結果を公表するべきだったことです。

次に二つ目の関係団体等からの意見聴取の周知ですが、開催日の1週間以上前の令和5年2月9日に郵送により通知し、意見聴取は、花巻市森林組合や岩手県森林整備協同組合など森林整備に関する有識者10名を対象として、令和5年2月17日に実施しました。実施結果ですが、会議の出席者は7名で、意見はありませんでした。なお、欠席者3名から会議当日までに意見がない旨をFAXで連絡をいただきました。実施結果の公表は、令和5年4月27日に市ホームページに掲載することで行いました。自己評価ですが、計画に対する意見はありませんでしたが、有識者と森林整備に関する意見交換を行うことができたことがよかったですと考えております。反省点は、関係団体等からの意見聴取実施後、速やかに意見聴取の結果を公表するべきだったことです。

庁内の市民参画職員チームの評価内容ですが、結果公表が遅くなったということで、改善の余地ありという評価をいただいております。説明は以上です。

佐藤良介委員長

ただいま説明がございましたので、皆様からご質問、ご意見等をお伺いいたしたいと思います。なお、この案件は昨年の8月22日に事前評価をいただいている件でございますので、よろしくお願ひいたします。一つ目としてパブリックコメントの実施、それから二つ目として、関係団体等からの意見聴取と、二つの方法で市民参画を行ったということです。

初めに、パブリックコメントの実施について、何かご質問ございますでしょうか。はい、高橋委員お願いします。

高橋委員

いつもご苦労様です。3の実施した方法の自己評価のところですが、「参考になる意見があつたことから、3つの意見を計画案に反映させた」と書いてありますが、市民の意見を聞いて反映させるということは、なかなか今まで見てますと、あまり例がないようですけれども、今回3つも反映させたというので、どのような意見だったのか教えていただければと思います。

佐藤良介委員長

それでは市民の意見3件を反映させたということですので、その内容について説明をお願いいたします。

**藤原部長
(農林部)**

はい、農林部の藤原でございます。一つ目ですけれども、この計画の根拠法令が記載されていなかったので、その根拠法令を追記したこと、あと住民参加の取り組みの内容について、将来の次世代を担う学生に就業体験その他の見学とか、森林に関係する体験をさせるという文言を入れたということが二つ目でございます。

あとは非常にボリュームが多い計画でしたので、図表とか数値の部分を別冊にしたというところでございます。この3点でございます。

佐藤良介委員長

高橋委員、よろしいですか。

- 高橋委員** ありがとうございました。
- 佐藤良介委員長** 他にございませんでしょうか。はい、佐藤委員、お願ひします。
- 佐藤（道）委員** はい、佐藤です。パブコメ等の公表が速やかにするべきだったという反省点はございますけれども、これが計画通りに行われなかつた理由はどうしてですか。
- 藤原部長
(農林部)** 今回の計画につきましては、岩手県の計画ができた後に作る計画としておりました。県の計画が11月の下旬に計画の公告・縦覧、12月に計画の樹立という予定でした。我々は11月の計画案を基に当初、素案を作成しようと思っていましたけれども、県の計画が樹立した後に行った方が二度手間にならないというか、手戻りしないのではないかということで、12月の県の計画樹立をもって我々の計画の策定に着手したということで、全体のスケジュールが後ろ倒しになりました、その分、パブリックコメントあるいは関係団体等からの意見聴取が遅れた点を反省すべきと思ってございます。
- 佐藤良介委員長** よろしいですか。他にございませんでしょうか。はい、佐藤貴哉委員。
- 佐藤（貴）委員** はい、ありがとうございます。今の回答のところですけれども、そのパブコメと関係団体の意見聴取が遅れたから掲載が遅れたのでしょうか。何かちょっと因果関係が違うような気がするのですけれども、いかがでしょうか。
- 藤原部長
(農林部)** はい。掲載につきましては、本来であればパブリックコメントの実施後速やかに結果を公表するべきでしたが、職員が失念しておりました。ここは非常に反省すべき点だと思います。申し訳ありません。
- 佐藤（貴）委員** 分かりました。この計画自体が令和5年度からのものになりますので、令和5年度に入ってから公表するのは、やっぱりいただけないなというのが、少し気になりましたので確認でした。ありがとうございます。
- 佐藤良介委員長** ただいまの件ですが、周りの職員も気がつかなかつたということでしょうか。
- 藤原部長
(農林部)** はい。申し訳ございません。
- 佐藤良介委員長** 今後はこういうことがないように、十分気をつけていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。
- 藤原部長
(農林部)** はい、わかりました。ありがとうございます。
- 佐藤良介委員長** 他にはございませんでしょうか。それでは次に2番目の方、関係団体等からの意見聴取ということですが、これについて何かご質問ございますでしょうか。では新

田委員お願いします。

新田（彩）委員 新田彩乃です。よろしくお願ひいたします。質問ではなくて、意見ですけれども、団体等からの意見聴取において、自己評価の欄に「計画に対する意見はなかったが有識者と森林整備に関する意見交換を行うことができた。」とありますけれども、もし、意見交換の中で、これはと思うような知見等ありましたらこの報告書に記載しておいた方がいいんじゃないかなと思いました。以上です。

藤原部長 はい。森林整備に関する市の計画でございますので、次回の計画の際には、そういう部分も盛り込んだ形の計画にできればなと思います。ありがとうございます。
（農林部）

佐藤良介委員長 他にございませんか。よろしいでしょうか。それでは、市民参画の評価に移りたいと思います。市民参画職員チームの評価としては、「結果の公表が遅れた」ということで「改善の余地あり」ということになっておりますが、当委員会としての評価につきましても「改善の余地あり」ということで、「結果の公表が遅れた」と、要因としては職員が失念していたことによって遅れたということもございますので、「改善の余地あり」ということにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

佐藤良介委員長 はい。では、「改善の余地あり」ということにいたしますので、よろしくお願ひいたします。それではこれをもちまして、市民参画に係る事後評価について、森林整備計画については終了いたします。どうもありがとうございました。
では続きまして、花巻市市民参画条例（素案）パブリックコメント実施結果等を踏まえた素案の修正について議題といたします。では事務局より説明をお願いいたします。

藤村係長 はい、それでは事務局の方から説明をしたいと思います。地域振興部地域づくり課の藤村と申します。よろしくお願ひいたします。今回の検討に当たりまして、パブリックコメントの実施結果、それから4月25日に開催されました議員説明会、職員チームで出たご意見を参考といたしましたので、順番に説明をさせていただきます。説明の時間が少々長くなりますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、パブリックコメントの実施結果を踏まえた内容の検討について、ご説明をいたします。パブリックコメントの期間ですが、令和5年5月10日から6月8日までの30日間行いました。意見の件数につきましては、3名の方からいただいております。素案の閲覧件数につきましては、備え付けが34件、ホームページが301件、合計で335件いただいております。

意見に対する考え方についてご説明をさせていただきます。A3の別紙1の方をご覧ください。表の見方になりますが、表の左側がいただいたご意見、真ん中が意見に対して市で検討した内容、右側がご意見に対する市の対応になります。

1件目は、(1)パブリックコメントの実施方法と、閲覧場所の増設についてです。パブリックコメントの実施方法については、資料の提示の方法が担当部署によって異なり、統一性がなく分かりにくいくことから、統一性を持たせると市民の皆さんのが関心が高まるのではないかといったようなご意見でした。

具体的には、皆様、こちらをご覧ください。例としてお持ちしました。多くの場合、パブリックコメントは、こういう形でファイルで提示してあるのもあるのです

が、内容によっては、案件の量が多かったり少なかつたりするので、こういったハードカバーで提示するものもありますし、バインダーにはさんで提示するような形といったように、それぞれの担当部署によって表紙が変わってきていたり、背表紙に表示があつたりなかつたりというものが見受けられるという、担当部署によって変わってくるといったようなご意見をいただいております。このご意見について市の考え方としては、この表の真ん中になります。パブリックコメントについては、花巻市パブリックコメント制度に関する指針及びパブリックコメント手引きにより実施しております。これらには、提示する資料の内容についての記述はありますが、資料の提示方法ですとか、配置の仕方などは規定していないことから、ご指摘のように統一性が図られていないものもありました。今後は、ご意見を参考に、市民参画・協働推進委員会のご意見も伺いながら、資料名、実施機関、担当部署を明記するなど統一性のある資料提示方法の検討を行い、必要に応じてパブリックコメントに関する指針の改正を行いたいと考えております。また、提示方法について府内へ周知を図るとともに、資料については、事前に地域づくり課で確認するようにしたいと考え、対応としては、表の右側になりますが、資料名、実施機関、担当部署を明記するなど、統一性のある閲覧資料の表示の仕方や配置方法を検討しますとさせていただきました。

閲覧場所の増設について、表の2段目の左側をご覧ください。いただいたご意見は、イトーヨーカドー2階に市でお借りしている花巻市情報発信センター「ぷらっと花巻」や花巻駅前の花巻市定住交流センター「なはんプラザ」など、多くの市民が訪れる場所に閲覧場所を設けることをご提案いただきました。市の検討内容と対応については、表の真ん中と右側になります。これまで閲覧場所は、有人の公共施設を対象としてきました。理由としては、民間施設や無人の施設は、資料の管理が難しいということからです。しかし、今回ご提案いただきました「ぷらっと花巻」は市でお借りしているスペースであること、「なはんプラザ」については、市有施設で指定管理をお願いしているところでありますので、これまででは設置場所としておりませんでしたが、多くの市民が訪れる場所であることから、市民参画・協働推進委員会のご意見も伺いながら、閲覧場所を増やすことについて検討してまいりたいと考えています。

2件目は、市民参画条例の中に協働に関する事項、政策公募に関する事項を盛り込んではいかがかというご意見でした。協働について、市民と市が協働を推進するための計画を策定し、評価検証を繰り返していくことを盛り込むことをご提案いただいております。これについての市の考え方と対応として、表の真ん中と右側をご覧ください。今回の素案でお示しした市民参画条例は、まちづくり基本条例第12条に規定する市政への参画、これの対象は重要な計画の策定及び変更並びに条例等の制定、改廃について定めるものになります。協働につきましては、まちづくり基本条例の第2条において、市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割と責務を持って協力して行動することと定義されております。また、まちづくり基本条例第14条で、市の執行機関の役割が規定されており、同じく第14条に基づき、市民参画・協働推進委員会に諮問を行い、平成23年に市民と市との協働の指針が策定され、これまでそれに基づき運用をしております。また、ご意見をいただいた協働に関する計画について、他市の事例を調査したところ、一関市で取り組んでおり、地域共同体支援事業補助金の交付や地域による市民センターの管理などについて、目標年次を定めて、到達点を示しています。当市では市民としての協働指針を平成23年度に策定し、市民活動団体への補助や行事の共催、後援などを行ってきたほか、指針策定以前の平成19年度から地区コミュニティ会議に対して総額2億円の地域づくり交付金を交付し、地域の自主的な取り組みによる課題解決に取り組んできま

した。また平成 23 年度から、振興センターをコミュニティ会議に指定管理委託しております。また、評価につきましては、毎年行政評価で、地域との協働、コミュニティ会議との協働について、評価をいただいております。このように、協働についての個別の計画は定めてはいないものの、一関市とほぼ同様の取り組みを行っていると考えております。一方では、指針の策定以後、見直しなどを行ってきていないことから、その点を踏まえ、計画の策定や評価を行うことについては検討していきたいと考えています。

次に、政策公募に関する内容を条文に盛り込んではいかがか、というご意見についての市の考え方と対応についてです。先ほどの協働に対する考え方と同様、今回制定しようとしている市民参画条例は、まちづくり基本条例第 12 条で市民に保障する市政への意見表明の対象と第 13 条に規定する市民参画の方法についてを定めるものです。

ご提案をいただいている政策などを提言いただくことについては、まちづくり基本条例第 5 条に規定するまちづくりの基本原則に、市民、市議会、市の執行機関の互いの信頼関係のもとに、参画と協働によるまちづくりを行うこととしており、これに基づいて市民や団体からの建設的な意見や提言を反映させることを目的に、広聴事業を実施しています。広聴の方法として、市政懇談会、まちづくり懇談会、市長との対話、要望や陳情の受付、市長へのはがきやメールの受付の 5 つがあり、対象として N P O や地区コミュニティ会議などの団体のほか、人数の制限なく 1 人であっても、市民が自らの意思で市政へ意見を表明する機会を設けているものであり、いただいた提案やご意見はその都度検討し、市の施策に必要と考えられるご意見については取り入れるなどの対応をしてきてています。今回のご意見については、市民から意見をいただくという点で効果があると考えられますが、市民参画条例とは別に考える必要があると考えております。また、政策を提言するという点では、議会、議員が政策を提言することについて花巻市議会基本条例で規定されています。そういったことから、市民の代表である議会とは別に、「政策公募手続」を実施することについて、どのような効果があるかを検討していきたいと考えています。

3 件目は、市民の市政への積極的な参画の推進について、条例に盛り込んではいかがかというご意見と、協働の推進について検討する場を設けることを検討していただきたいというご提案をいただいております。市民の積極的な参画の推進についての市の考え方と対応としましては、表の真ん中になりますが、まちづくり基本条例第 5 条に基本原則として、市民主体の自治によるまちづくりを推進すること、第 7 条に市民の責務として、責任を持ってまちづくりに参画することが条文の中で規定されておりのことから、新たに条例の中で定めることは考えておりません。参画と協働の推進を検討する場を設けることについての市の考え方と対応については、まちづくり基本条例第 15 条で皆様方の市民参画・協働推進委員会が設置されておりまして、その役割は花巻市市民参画・協働推進委員会規則に規定されております。市民参画の評価の際は、市民参画をより推進するという視点で、市民参画・協働推進委員会での外部評価及び職員チーム会議での内部評価の 2 段階評価を実施しています。花巻市市民参画条例の制定後は、花巻市市民参画・協働推進委員会及び職員チーム会議については、ともに条例施行規則に規定しようと考えております。協働に関する事項は、花巻市市民参画・協働推進委員会へ諮問を行い、平成 23 年に市民と市との協働の指針を策定しています。市民参画・協働推進委員会は諮問に応じて審議する機関ですが、指針策定後、協働について市からの諮問がこれまでなかったことから、改正なども行っておりませんでした。ご意見をいただいた内容について、今後は協働の推進に向けて、他市の事例なども研究した上で、市民参画・協働推進委員会からのご意見を伺いながら、市民と市との協働指針の検証などを進め

てまいりたいと考えています。

以上がパブリックコメントのご意見に対する市の考え方になります。いただいたご意見を基に検討をさせていただき、市としては、今回はこのパブリックコメントのご意見によって条例素案の修正は行わないものの、パブリックコメントの指針や市民としての協働の指針の評価や見直しの検討は必要であると考えておりますので、市民参画条例制定後に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、別紙2の方の説明をさせていただきたいと思います。別紙2につきましては、議員説明会で出された意見の検討内容についてのご説明をさせていただきたいと思います。議員説明会は令和5年4月25日に行いまして、3名の方から4件のご意見と、質問を2名の方から2件いただいております。それでは、A3の別紙2で説明させていただきます。表の見方は先ほどの別紙1と同様、左側がご意見、真ん中が市の考え方、右側が対応になります。

条例素案に関しまして1件ご意見をいただいております。内容は、市民参画の言葉の定義について、まちづくり基本条例第12条第1項に基づいていることは理解していただいた上で、市民に分かりやすく、市政への市民参画という文言を入れた方がいいのではないか、というご提案をいただきました。ご意見に対する市の考え方と対応については、ご指摘のとおりであると考えまして、別紙3になりますけれども、第1条趣旨の条文中に、「市政への」という文言を追記することとし、条文を修正したいと考えたものになります。条例の素案の修正については、別紙3で見え消しでお示しをしておりますので、併せてご確認をお願いいたします。

次に施行規則に対するご意見を3件いただいております。

1件目は規則第2条、大規模な市の施設の基準について、5億円という基準で要件を定めるのではなく、大規模な施設とだけ記述して、地域で重要な施設である振興センターなど、その時々の判断でされてはいかがかというご意見をいただきました。ご意見に対する市の考え方と対応としましては、市民に参画の機会を保障する対象の基準を明確にするという考え方で金額を定めようとしたものであり、金額が満たないからといって、市民の声を聞かないというように考えたものではありません。市としましては、ご意見を踏まえまして、第2条の後段に、「ただし、同条同項第6号に規定する特定の地域を対象にする建物及び公園については、事業費の額に関わらず、その地域における重要性等を考慮して判断する。」と追記したいと考えています。こちらは資料4の施行規則（素案）に修正箇所を見え消しでお示ししておりますので、ご確認をお願いいたします。

2件目は、市民参画条例制定のための市民参画の方法について、今回は本審議会とパブリックコメントの2つの方法で実施をしましたが、この他に、素案作成の段階から市民の意見を聞く場を設けるべきではなかったかというご意見でした。ご意見に対する市の考え方と対応については、今回制定しようとする市民参画条例は、まちづくり基本条例第12条と第13条で定めている市政への市民参画の基本的な考え方について、これまで内規のガイドラインとして運用していたものを条例として定めようとするものであり、これまでの考え方を変えようとするものではないこと、また、これまでの市民参画の運用は内規ではあるものの、市民参画・協働推進委員会への諮問、答申とパブリックコメントを経て定められた市政への市民参画ガイドラインに基づいて実施しており、まちづくり基本条例を制定したときとは違い、全くのゼロから作り直すものではないものです。なお、本条例制定に係る市民参画については、令和5年2月14日の市民参画・協働推進委員会でご説明をしたとおり、市民参画について所掌し、これまで行われてきた市民参画についても評価をいただいてきた本市民参画・協働推進委員会から適切との評価をいただいているものになります。

3件目については、規則第3条の市民参画・協働推進委員会の委員構成について、市民の定義が個人、事業者でもあるのだから、参画しようとする自主性を尊重して、団体推薦ではなく、全て公募委員だけでも良いのではないかというご意見をいただきました。市の考え方と対応ですが、審議会については、審議会等の設置および運営に関するガイドラインの第5 審議会の委員の選任の第1項第1号に「設置目的を考慮し、広く市民各階層から選任すること。ただし、充て職若しくは団体等からの推薦により選任されているもの又は特別な事情のある場合はこの限りではない」と規定されています。また、市民参画・協働推進委員会で評価いただく市民参画の事案は多岐にわたることから、農業、商業、女性、青年といった各分野の団体から推薦をいただき、それぞれの分野からご意見をいただくため、このような構成としているほか、地域からの考えも反映させるため、地域コミュニティ会議からも選出をいただいており、素案のとおりとしたいと考えています。

なお、下段の質問事項については参考として掲載したものですので、説明は割愛させていただきます。以上、議員説明会に寄せられたご意見に対する市の考え方になります。いただいたご意見を基に検討させていただき、先ほどご説明申し上げましたとおり、資料3の条例（素案）について、第1条の趣旨に「市政への」の文言を追記し、まちづくり基本条例第12条第2項に基づくものであることを分かりやすく示すこととしたいと考えております。また、資料4の規則（素案）について、第2条大規模な市の施設について、条文の後段に「同条同項第6号に規定する特定の地域を対象にする建物及び公園については、事業費の額に関わらず、その地域における重要性等を考慮して判断する。」の文言を追加し、金額要件に関わらず、コミュニティ地区を最小単位とする地域において重要であるものについては、参画の対象とさせていただきたいと考えております。

以上、議員説明会でいただいたご意見に対する検討結果についての説明とさせていただきます。

最後になりますが、職員チーム会議で出された意見の検討内容について、説明させていただきます。こちらは資料3の条例（素案）の3ページ目の下段、朱書きの部分をご覧ください。職員チーム会議からは、第11条第1項のワークショップについて意見をいただいております。元々の素案でお示ししておりました市の執行機関の進め方として、「実現可能なものになるよう助言する」という表現は、市の計画案や施策等にあった意見となるよう誘導しているのではないかと捉えられる可能性もあるのではないか、ワークショップは自由な意見を出す場であることから、ふさわしくないのではないかということでした。市の考え方と対応について、ワークショップはお互いの意見を尊重しながら、自由な意見を出し合うことであるため、条文には市の執行機関の役割として、そのような環境を確保できるよう努めることを規定しようとを考えました。また、先に素案でお示しした第1項と第2項の趣旨が共に市の執行機関の役割であることから、1つの条文にまとめさせていただきました。以上が職員チーム会議からの意見に対する検討結果についての説明になります。

その他、資料の条例素案と規則素案について所々修正を加えさせていただいておりますが、こちらにつきましては当課で検討を進める中で、条文の作りや説明について、法規担当と協議を進め、条文の修正をした箇所になりますので、ご確認をお願いいたします。

大変長くなりましたが以上で説明を終わります。

佐藤良介委員長

ただいまの花巻市市民参画条例（素案）についてのパブリックコメント、それから議員説明会で寄せられた意見に対する市の考え方ということで説明がございましたので、これについて皆さんの方からご質問ご意見等を伺いたいと思います。

初めにパブリックコメントに寄せられた意見に対する市の考え方ということで、No. 1でございますが、これについて、資料名、実施機関、担当部署を明記するなど統一性のある閲覧資料の表示の仕方や配置方法を検討しますということでありますが、これについて何かご意見ございますでしょうか。今まで統一性がなかったということだったようですので。パブリックコメントの資料の統一性を持たせるということですが、よろしいでしょうか。

(発言するものなし。)

佐藤良介委員長

はい。では次に、閲覧場所の増設ということですが、具体的には花巻市情報発信センター「ぷらっと花巻」と花巻定住交流センター「なはんプラザ」の2か所が挙げられておりますが、これについて何かご意見ござりますでしょうか。原則としては無人の場所ではなく、有人の場所に設置するということのようですが。はい、高橋委員お願いします。

高橋委員

対応のところですが、「閲覧場所については、配置すべき場所を定めておりますが、ご意見を参考に検討していきます。」というようなところが各項目のところに書かれてあるんですが、検討をしていきますというのは、一体いつまでにその検討の結果を出すのかとか、そういうタイムリミットとかですね、例えば今年度中とか、そういうタイムリミットというのはあるんでしょうか。

**大竹課長補佐
(事務局)**

市民参画条例につきましては、市長が今年度の3月の定例議会の冒頭、今年度の方針を示す演説を行っておりますけども、その際に、年内の制定を目指すということで市長から議会に説明をしてございます。そして以前、委員の皆様方にお示しをさせていただきました市民参画の手引きというものがございますけれども、これを条例が施行になりましたならば職員にお示しをいたしますので、こちらの手引きの中で、パブリックコメントの配置場所等については示してまいりたいと考えております。年内を目指すというようにご理解をいただければと思います。

高橋委員

ありがとうございました。

佐藤良介委員長

今年の12月までには市民参画条例を制定することですよね。

**大竹課長補佐
(事務局)**

はい。

佐藤良介委員長

この設置場所について、具体的に「ぷらっと花巻」と「なはんプラザ」が示されておりますが、これについてはよろしくございますか。

あそこのイトヨーカドーの中にある「ぷらっと花巻」は普段は誰もいない施設ですよね。だから、資料が持ち出されるとか、何かそういう危険性もあるわけですよね。その辺はどうなのでしょう。

**大竹課長補佐
(事務局)**

はい。今委員長がおっしゃったとおりでございまして、常時職員がいる施設ではございませんけれども、公開する資料であるということで、個人情報が含まれるといったようなものではないということで、実質的に持ち出されて困るのは、このファイルが無くなってしまうことになるということですので、そこについては担当し

ている部署で定期的に確認するように、お話はしてまいりたいと考えてございます。ただ一点、「ぷらっと花巻」につきましては、皆様方ご存知のように、間もなく県議選、それから知事選が行われますけれども、選挙期間中には、期日前投票の投票所になりますので、その期間中についてはパブリックコメントの資料を置くことはおそらくできなくなりますけれども、それ以外の部分、選挙が行われていないときについてということでご理解をいただければというように思います。

佐藤良介委員長

では、閲覧場所の増設についてよろしゅうございますか。具体的にこの2か所をまず閲覧場所に考えているということのようですが。

(発言するものなし)

佐藤良介委員長

では次に、その他ですね。市民と市が協働を推進するための計画を3年から5年を目途に策定し、評価検証を繰り返していくべきではないかなということあります、これについては他市の事例を参考にしながら検討していくということありますが、これについて何かご質問ご意見ございますか。

一関市で取り組んでいるということのようですが、花巻市では市民と市との協働指針を平成23年度に策定し、市民団体活動への補助や行事の共催、後援などを行ってきたほか、指針の策定以前の平成19年度から、地区コミュニティ会議に対して総額2億円の地域づくり交付金を交付し、地域の自主的な取り組みによる課題解決に取り組んできたと、23年度からは振興センターの指定管理をコミュニティ会議に委託しているということで、協働についての個別の計画は定めてはいないけれども、一関市と同様の取り組みを行っているということです。これについても、他の事例を参考にしながら検討していくということですが、よろしいですか。実際具体的に取り組んでいるということですので。

(発言するものなし。)

佐藤良介委員長

それから、政策公募手続に対する内容を盛り込むなどしたらどうかなということですが、広聴の方法については市政懇談会、まちづくり懇談会、市長との対話、要望や陳情の受付、市長へのはがきやメールの受付の5つがあり、対象としてもNPOや地区コミュニティ会議などの団体のほか、人数の制限なく1人であっても、市民が自らの意思で市政へ意見を表明する機会を設けているものであり、いただいた提案やご意見をその都度検討して、市の政策に必要と考える意見については取り入れていくということでございますが、このような広聴事業を引き続き実施していくことがあります、これについてはいかがでしょうか。

はい、新田真理子委員。

新田（真）委員

新田真理子です。よろしくお願ひします。

勉強不足で大変申し訳ないんですけれども、こちらの真ん中と右側と両方書いてあるんですけども、政策提言を受けることは市民が参画するという点で効果があると考えられているけれども、条例とは別に考える必要があると書かれていらっしゃるんですが、なぜ別にする必要があると書かれているかというのを教えていただけたらなと思います。よろしくお願ひします。

藤村係長
(事務局)

はい、お答えいたします。今回制定しようとする市民参画条例は、まちづくり基本条例の第12条で市民に保障する市政への意見表明の対象と、第13条に規定する

方法について定めるものでありますので、政策提言についてはこの条例では、規定しないと捉えております。

**大竹課長補佐
(事務局)**

今のとおりですけれども、補足をいたします。あくまでも、今、藤村が申しましたとおり、市民参画条例につきましては、まちづくり基本条例で規定しております第12条、第13条に基づいて、そして第12条第2項に市政への参画については別に条例で定めるというようにしてございますので、それに基づいて定めるのがこの市民参画条例であります。一方で、市民の皆さんからお声を伺うことにつきましては、まちづくり基本条例の第5条にまちづくりの基本原則といたしまして、「市民、市議会及び市の執行機関が互いの信頼関係のもとに、参画と協働によるまちづくりを行うこと。」ということが定められております。これに基づきまして、先ほど申し上げたような広聴の手段を取りまして、市民の皆様方からいつでも、どういったご意見でもいただけるというようなことを当課が行っております。これにつきましては、実際に市の施策に関する事でありますとか、それから市の行政事務で、その方にとつてはちょっと困ったことが起きているとか、そういうことにつきましても具体的にご意見をいただいてございますし、あとは政策の提言ということでありますけれども、様々な団体の方々から団体要望としていたいたただくこともあります。それについても、1つの政策の提言というようなことで捉えられるのではないかとも考えておりますので、この条例では定めないというのは、あくまでも市民参画条例の中には入れないということで、既に考え方はまちづくり基本条例で示されているというのが市の考え方でございますので、よろしくお願ひいたします。

新田（真）委員 はい、ありがとうございました。

佐藤良介委員長 他にございませんでしょうか。

(発言するものなし)

佐藤良介委員長 よろしいですか。市民参画条例とそれからまちづくり基本条例とありますので、政策についてはまちづくり基本条例の方で役割を果たしているということのようですから。

はい。では次に、その他で市民参画の対象についてということですが、これについては何かご質問ご意見ございますでしょうか。ここにまちづくり基本条例についても記載されておりますし、それに基づく市民参画条例についても記載されているわけですが、よろしいでしょうか。

(発言するものなし)

佐藤良介委員長 市民参画の対象についてはよろしゅうございますか。まずこれでご理解していただければということです。

それから次に、②の市民参画の推進と方法についてということです。
高橋さん、お願ひいたします。

高橋委員 推進と方法についてですが、現在の市民参画・協働推進委員会においても、市の政策に関する市民の参画の範囲と方法の確認がほとんどで、市民協働・参画の推進について行われているとは言えません。推進委員会について別途何とかってありま

すけれども、このような本当に市民が花巻市の行政について、花巻市がどのようになってほしいかということについて、市民が協働・参画して意見を言えるような場、そしてその意見を受け入れて市政に反映してもらえるような場を、市の方ではとてもやっているということですけれども、何か私達市民からすると、どうせ意見言つたって通らないよなとか、そんな感じも無きにしも非ずですので、やはり皆さん日々の生活で忙しい中、市の政策について考えるということは、すごくそういうことに興味関心とか熱意がないと考えられないと思いますので、そういう熱意のある市民がますます増えるように、やはり皆さんの意見を政策に反映していただけるようにお願いしたいと思います。以上です。

佐藤良介委員長 ご意見ということでよろしいですか。

高橋委員 はい。

佐藤良介委員長 これについて何かございますか、事務局の方で。

**大竹課長補佐
(事務局)** 貴重なご意見ありがとうございます。ご意見いただいたところでありますけれども、今回お示しをしております市民参画条例の施行規則（素案）の方に、こちらの市民参画委員会の条文が第7条にございます。今回ご意見いただいた方につきまして、こういった受け止め方をされているということはそのとおりでございます。大変貴重なご意見をいただいたと考えてございます。別紙4のですね、規則（素案）にございます第7条でございますけれども、先ほど若干触れたところでありますが、委員会の所掌といたしまして、市政への参画方法の研究や改善に関する事項ということで、毎回ご審議をいただいております。それは市民参画の事前評価、事後評価という形でご評価をいただいているわけですが、皆様方からこれまでパブリックコメントの配置場所などについて、委員会の場でご意見をいただきまして、それぞれの振興センターにも置くべきだとか、そういったご意見をいただきまして、これまでパブリックコメントの置き場所等につきましては、随時ガイドラインの見直しをしてきたところであります。他にも、パブリックコメントの期間ですか、そういったようなことを随時、ご意見をいただいておりますので、そういったことが市政への参画について、ご意見をいただいている場として、私どもとしては捉えているところでありますし、今高橋委員からいただいたようなご意見が、まさに市民が市政に参画するための貴重なご意見として捉えておりますので、今いただいたご意見につきましても、会議録で公表させていただきますので、そういったようなことを通しまして、市民の方々が市政に参画するというような機会の拡充に努めてまいりたいと考えております。またまちづくり基本条例の話にはなりますけれども、先ほど申し上げた第5条に、市民主体の自治によるまちづくりを推進するため、互いの信頼関係のもとに参画と協働によるまちづくりを行うこと、それから第5条第1項第2号には、市民、市議会及び市の執行機関が相互に情報を共有することということがございます。なかなか場がないということで、高橋委員から先ほどいただきましたけれども、私どもといたしましても、市で持っている手段といたしまして、様々なものを使いまして広報等には努めているわけでありますけれども、まだ十分じゃないというようなご意見をいただきましたので、その点については引き続き検討してまいりたいと考えておりますし、皆様方からも引き続きご意見を伺っていくことができればというように考えておりますので、これからもどうぞよろしくお願

いいたします。

佐藤良介委員長 はい。他にはご意見ございませんでしょうか。
(発言するものなし。)

佐藤良介委員長 よろしいでしょうか。では次に、議員説明会で寄せられた意見に対する市の考え方というところに移りたいと思います。
市民参画の定義ということですが、市民参画ということを分かりやすくするために、「市政への市民参画」という文言を入れた方が良いのではないかということで、「市政への」という文言を追記するということですが、これについてはよろしいでしょうか。市政への市民参画ということあります。

(発言するものなし。)

佐藤良介委員長 次に、大規模な市の施設の基準についてということですが、5億円という金額を規定しておりましたけれども、「同条同項第6号に規定する特定の地域を対象にする建物及び公園については、事業費の額に関わらず、その地域における重要性等を考慮して判断する。」という文言を追加するということのようあります。これについてもよろしいですか。

(発言するものなし。)

佐藤良介委員長 行政で市民参画条例（素案）を作つて、市パブコメで市民に対してどうですかということではなくて、しっかり市民の参画を得て条例を作ることが大事だと思うということですが、これについては素案のとおりとしたいということあります。市民参画を保障することと、どのようなものを対象とするか、どのような方法をとるかについての考え方とは、まちづくり基本条例に規定されており、これを変えようとするものではないということありますが。

はい。新田真理子委員。

新田（真）委員 はい、すいません。このタイミングなので、意見とか質問という形にはならないかなと思っています。このパブリックコメントを見させていただいて、本当にそのとおりだなと思っています。せっかく市民が参画するというものの条例を作るということですので、そこの作るプロセスの中に市民参画を取り入れるというのは非常によかったのだろうなと思いつつ、今この対応というか、市の考え方としてもそのとおりだなと思うところがあります。あえてここでマイクを取つたのは、いろんなところに市民参画・協働推進委員会、私達に意見を求めながら検討していく这样一个所がすごく多く書かれていて、私達自身もこの場がどのような場であるかということであったり、どういう意見をしなきやいけないのかというところを考えながらコメントしなきやいけないなっていうところで、すごく責任を感じております。这样一个所で、ここを変えろということではなくて、こういった考え方って非常に大事だなというふうに思いましたので、マイクを取らせていただきました。以上になります。

大竹課長補佐（事務局） ご意見ありがとうございます。全くもってそのとおりでございまして、ここに關しましては、市民参画条例についてはこのように考えたということでございます。

他の計画等につきまして、実際にはですね、市民参画の対象となっていないものにつきましても、例えば公園の機能についてどのようなものを持たせるかとかですね、例えば図書館について、高校生の方々からご意見を伺うなど、そういうしたものによって、市として市民の皆様方から早い段階からご意見を伺っていくということはそれぞれ個別に判断をさせていただいて、やらせていただいておりますので、今後もその考え方については行っていくということで府内で意識を持っております。前に素案をお示しした際に手引きもお示しさせていただきましたけど、最初のページに、市民参画の対象と明確に定めていないことについても、市民の声を伺いながら、全てと申しますか、市の施策については進めていくことの考え方を載せておりましたので、今後もその考え方については、府内で共有をしてまいりたいというふうに考えております。ご意見ありがとうございました。

佐藤良介委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(発言するものなし。)

佐藤良介委員長 では、次に移りたいと思います。市民参画・協働推進委員の構成について意見が述べられているわけでありますが、公募によるという表現だけで足りるのではないのかと、公共的団体から推薦されたものとしなければならないのはなぜかということに対して、このように書かれているわけであります。花巻市市民参画・協働推進委員会規則第3条の組織では、公共的団体から推薦された者、学識経験を有する者、公募による者が規定されており、市民参画・協働推進委員会で評価をいただく市民参画の事案は、多岐にわたることから、農業、商業、女性、青年といった各分野の団体から推薦をいただき、専門的な見地からご意見をいただくなため、このような構成としているほか、地域のコミュニティ会議からも選出いただいているということでございます。現在もこのような形で皆さんも推薦いただいて委員になっていただいているわけでありますが、これについてはよろしくございますね。

(発言するものなし。)

佐藤良介委員長 それから次にですね、大規模な市の施設の5億円の考え方ということであります
が、5億円については先ほどもいろんな事例も出されておりましたので、よろしい
でしょうか。

(発言するものなし。)

佐藤良介委員長 次は、多数の対象者から回答いただく方法とされているが、これの意味するところはどういう考え方かということに対して、無作為抽出することを考えているとい
うことです。

これは参考資料だから、さっきは説明がなかったわけですね。

**大竹課長補佐
(事務局)** そうですね。こちらにつきましては、その場でのご質問でご回答させていただいたものを参考に載せているということでございまして、趣旨を確認された部分でございましたので、その回答を参考に載せさせていただいたということであります。

佐藤良介委員長 この参考資料についてはよろしくございますね。

それから別紙3ですか、市民参画条例の素案ということで、赤字で訂正になって

るところがあるということで、先ほど申し上げた市政への市民の参画ということで、記載になっておりますし、あと別紙4は5億円についてですが、先ほど申し上げたとおり、「特定の地域を対象にする建物及び公園については、事業費の額に関わらず、その地域における重要性等を考慮して判断する。」ということが追記されているということです。

それでは花巻市市民参画条例（素案）のパブリックコメント、それから議会説明会で寄せられた意見に対する市からの回答ということでお示しいただいているわけですが、これについては皆さんよろしいということで、了承したということでよろしいでしょうか。

（発言するものなし。）

佐藤良介委員長

それでは、当委員会としては素案の修正については承認したということにいたしますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

**大竹課長補佐
(事務局)**

はい、ありがとうございます。それで1点付け加えさせていただきますが、この後市役所の中の手続きといたしまして、例規審査委員会という、条例の言い回しですか法令用語の点検をいただきます。その中で、用語等が若干変わることがあるかもしれません、その点についてはあらかじめご了解をいただきたいと思います。また再度ですね、議員の皆様方にも説明をしたいというように思っておりましたので、その中でも若干意見をいただいて、あるいはその上でちょっと見直す点があるかもしれませんけれども、その点につきましてもあらかじめご了承いただきたいというように思いますので、よろしくお願ひいたします。

佐藤良介委員長

事務局の方から何かございますか。

（発言するものなし。）

佐藤良介委員長

それでは、本日の委員会の審議はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

**鈴木課長
(事務局)**

皆様貴重なご意見を大変ありがとうございました。

次回の予定でございますけれども、現時点では未定ということになっておりまして、日程が決まり次第、皆様の方にお知らせをしたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは本日の委員会をこれで終了とさせていただきます。大変ありがとうございました。お疲れさまでした。

（閉会 午前11時25分）